

**令和 6 年度第 4 回
新宿区外部評価委員会 会議概要**

<開催日>

令和 7 年 3 月 2 7 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（14 名）

稲継裕昭、竹内真雄、山本卓、戎井一憲、風間義民、小杉美恵子、小宮領、佐伯康之
藤川裕子、大川内初実、大西秀明、御所窪和子、津吹一晴、古市雄大

区職員（3 名）

西澤副参事（特命担当）、甲斐主査、奥井主任

<開会>

【会長】

ただいまから令和 6 年度第 4 回新宿区外部評価委員会を開催します。

本日は内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について、事務局から説明があります。その後、当委員会からの提言を踏まえた行政評価制度の見直しについて、事務局から説明があります。

それでは、議事に入る前に本日の配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

では、確認させていただきます。お手元に冊子を重ねております。

一番上が緑色の「令和 6 年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」という冊子。その下が「令和 7 年度予算の概要」、最後に、「新宿区第三次実行計画ローリング」です。

左側の資料、資料 1 が「新宿区外部評価委員会からの提言を踏まえた行政評価制度の見直しについて」、資料 2 が「施策評価シート見直し案」、資料 3 が「計画事業評価シート見直し案」、資料 4 が「経常事業評価シート見直し案」です。

以上、本日の配付資料ですが、過不足等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

【会長】

それでは、次第 1、内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について、進めたいと思います。今年度行われた内部評価、外部評価の実施結果を踏まえて区がどのような判

断を行ったのか、確認を行います。

まず、事務局から説明をよろしく願いいたします。

【事務局】

では、説明させていただきます。お手元の「令和6年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」の冊子に基づいて説明させていただきます。

まず、目次をご覧ください。冊子の構成をご説明させていただきます。

1番と2番のところで、制度の説明ですとか令和6年度の振り返りをさせていただきますし、3番の施策評価のところから具体的な内容に入ってまいります。ここが外部評価の対象部分でございまして、本日はこの部分の説明を各施策ごとに順次行っていきたいと思います。

お進みいただきまして4番の計画事業評価、こちらについては内部評価のみを行った計画事業評価について掲載をしております。本日はこの部分の説明は割愛をさせていただきます。

24ページ目をお開きください。基本政策Ⅰ-6「セーフティネットの整備充実」の施策です。こちらは第2部会の評価対象でした。シートの見方も含めて説明をしていきたいと思えます。

まず24ページ、25ページ目については内部評価の内容と、参考情報として総合計画の成果指標を掲載しておりまして、こちらは皆様に外部評価の際に既にご覧いただいている内容でございます。

おめくりいただきまして26、27ページ、こちらが外部評価結果と、左半分に外部評価意見、右半分に内部評価と外部評価を踏まえた区の対応を掲載しているという作りになっております。本日は、こちらの内容を主に説明させていただきます。

27ページ目の最後に、「区の総合判断（令和7年度の取組方針）」ということで、それらを踏まえた次年度の取組方針が記載されていまして、この後に続く計画事業評価シートも、経常事業シートも、基本的には同じような作りとなっております。

本日、時間の関係もございまして、施策評価と、各計画事業評価のほうでも意見がそれぞれございますが、例えば同じ趣旨のものですとか、引き続き進めていってほしいといったような趣旨のご意見の対応については、本日は説明を割愛させていただければと思います。

では、この施策の具体的なご意見を幾つかご紹介させていただきます。26ページ目の下半分、「今後の取組の方向性に対する意見」というところでございます。上から2番目の意見をご紹介します。「生活保護受給者の自立支援では、生活保護世帯の子どもたちを対象とする支援の拡充に期待する。また、元ホームレスの支援においては、地域社会で安定した自立生活を送れるように支援することを目的とする地域生活安定促進事業を今後も柱の一つに据えて取組を推進してもらいたい。」というご意見でございます。

こちらに対しての区の対応でございます。「生活保護世帯の子どもたちを対象とする支援は、令和6年度から計画事業『生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進』を立ち上げ、生

活困窮世帯の子どもたちも含めて、訪問型、教室型の学習支援を展開し、拡充して実施をしています。また、ホームレスの支援については引き続き地域生活安定促進事業を柱の一つに据えて、路上生活に戻らないよう取り組んでまいります。」と、区の対応を記載してございます。

27 ページ目にまいりまして、「その他の意見・感想」の一番上でございます。こちらは指標についてのご意見をいただいたところです。「成果指標について、生活保護に関する指標（成果指標 1『生活保護の被保護者の就労割合』）は、実績値が横ばいの状態にあるように見える。被保護者の中には高齢や障害のため就労の難しい方もおられるものと思料する。そこで、施策の実効性を高めていくための補助指標として、例えば、『就労が可能な方の中の就労割合』といったものを設定できないだろうか、また、就労自立にとどまらない事業成果を客観化する指標を追加することは考えられないか。」といったご意見をいただいております。

こちらに対しましては、「本施策の指標については国及び都の定める様式に基づいて算出をしています。補助指標として就労が可能な方の中の就労割合を設定する、また就労自立支援率以外の事業効果を客観化する指標については今後研究してまいります。」ということを記載してございます。

また、その下の部分も指標についてのご意見でございます。「ホームレス支援に関する指標、『ホームレスの減少』といった指標になっているが、こちらは景気等の外的要因の影響をできるだけ受けない、かつ定量的な指標を設けることについて検討を今後進めてもらいたい。」といったご意見でございました。

こちらについては、「外的要因の影響を受けやすく流動性の高い課題に対する事業であることを踏まえ、効果を客観的に測定できる指標について今後研究を重ねてまいります。」という記載をさせていただいております。

一番下です。「生活保護について、引き続き区の実情に応じた財政措置等について都や国との調整協議を進めるとともに、子どもたちが未来に希望を持てるよう個別支援にも力を入れる等、きめ細かい対応をお願いしたい。」といったご意見です。

こちらに対しましては、「生活保護については引き続き区の実情に応じた財政措置等について都や区へ要望していきます。また、計画事業『生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業』の中で、子どもの生活リズムに合わせた訪問を行い、様々な相談にきめ細かく応じていきます。」としてございます。

続きまして、具体的な事業の説明に入ってまいります。28 ページをお開きください。

ホームレスの自立支援の推進の事業でございます。外部評価の意見としましては、「特別区長会として都市部への集中化によるホームレスに係る対策の推進を国等に要望していることは承知しているが、広域的なホームレス対策事業における連携、区の実情に応じた財政措置等について協議を進めてもらいたい。」といったご意見でございました。

こちらにつきましては、「広域的なホームレス対策事業における連携や、区の実情に応じ

た財政措置等について、都や区に要望をしまいたします。」といった趣旨の対応を記載してございます。

36 ページ目にお進みください。

ひきこもり相談支援の事業でございます。まず、一番上のご意見です。「先進自治体の取組を参考にしつつ、区の特性を踏まえて支援の充実化を図っていこうとする姿勢が見られることは高く評価できる。学校等との連携強化にも力を注いでもらいたい。」といったご意見です。

これに対しましては、「区内の学校等へひきこもり相談窓口の周知を行っており、さらに支援の充実化を図っていきます。また、学校や関係機関等の連携についても強化を進めていきます。」と記載をしております。

一つ飛びまして、3 つ目のご意見です。「区内におけるひきこもりの件数については、現在のところ内閣府の調査に基づいた推計値しか存在しないのであれば、この分野での施策を推進していくに際して、より詳細な実態調査を行う必要があるのではないか。」というご意見でございます。

これに対しましては、「区のひきこもりの実態については、令和 4 年 7 月に生活支援相談窓口、高齢者総合相談センター、保健センターなど 24 か所に対して、当事者の属性、ひきこもりに至った原因、関係機関の支援方法などに加えて、具体的な支援の実態について調査をし、関係機関間で情報共有を行いました。今後も所管課や関係機関で定期的に行っている庁内連絡会において連携し、当事者の実態を把握しながら、それぞれの強みを生かした重層的支援に取り組んでいきます。」と記載をしております。

続きまして、38 ページ目にお進みください。作業宿泊所の維持管理という事業でございます。こちらへのご意見は、「この施設の維持管理と並行して作業宿泊所の将来的な在り方について検討を進める必要があるのではないか。」というご意見でございます。

それに対しましては、「当施設は開設から 60 年が経過し、施設全体の老朽化が進行しています。このため、課題を踏まえながら、新宿区公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき対応していきます。」としてございます。この総合管理計画の基本方針においては、この作業宿泊所については、課題を踏まえて今後対応していくと記載をしております。所管課へのヒアリングの際にも、現在まだお住まいの方がいらっしゃる状況で、引き続き施設の維持管理をしつつ、課題を整理しながら今後検討していくとご説明しているところでございます。

この施策についての説明は一旦、以上でございます。ここで一度切らせていただいて、何かご質問等あれば、いただければと思います。

【会長】

何かご質問等ありますか。

よろしゅうございますか。では、たくさんあるので、次に進めてください。

【事務局】

続きまして、39 ページにまいります。Ⅱ-3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現①犯

罪のない安心なまちづくり」の施策でございます。こちらは第3部会に評価をいただきました。

まず、41ページにお進みください。幾つか代表的なものをご紹介します。

「今後の取組の方向性に対する意見」の一番上でございます。「現在の携帯電話の普及状況に鑑みると、詐欺対策における固定電話用の自動通話録音機の重要性は低下しているのではないかと。区は自動通話録音機貸出し数の回復に向け周知啓発に努めていくとのことだが、こうした時代の変化に合わせて新たな対応を検討、実施していくべきである。」というご意見です。

こちらには、「現状では固定電話にも一定数の電話がかかってきており、引き続き、詐欺による被害防止に有効な機器として、この録音機の普及に努めてまいります。一方で、最近では携帯電話への詐欺の電話もあるため、着信拒否等の有効な手段について、区ホームページやXを活用して周知を図っていきます。」としてございます。

あと一番下、「その他の意見・感想」のところをご紹介します。「民有灯・商店街灯と防犯カメラには防犯対策という共通点があるため、これらの設置の促進に当たっては、一方の助成事業所管部署において、他方の助成事業について案内する等、両助成に係る取組を相互に適切に連動させてはどうか。」といったご意見です。

こちらには「民有灯・商店街灯助成事業と防犯カメラの補助事業は申請条件が異なるので、全ての町会・自治会、商店街が両事業の対象となるわけではございませんが、地域の防犯対策を推進する事業の周知という観点から、設置啓発のチラシの相互配布等について検討を進めていきます。」としてございます。

具体的な事業に入ってまいります。44ページにお進みください。

防犯対策の推進の事業でございます。外部評価意見としては、「防犯カメラ設置補助について、区民ニーズが高い取組であるため、補助対象となる設置台数の増加、またメンテナンス費用を補助対象とする拡充を検討してほしい。」といったご意見でございます。

それに対する対応ですが、「都と区の補助を受けて設置した防犯カメラについては、メンテナンス費用を維持管理事業として補助対象としています。町会・自治会、商店会の負担軽減をするために、制度のさらなる周知方法を検討していきます。」としておりまして、一番下の区の総合判断というところをご覧くださいと思います。「東京都において令和7年度、8年度の2か年、町会・自治会、商店会に設置する防犯カメラに対する補助率を上げることになり、また、家庭向けの防犯機器等の購入助成も行うということになり、地域や住宅における防犯強化を後押しするため、区でもこちらの事業を広く周知をして、防犯カメラの設置を積極的に働きかけてまいりたい。」といった記載となっております。

続いて、次の45ページをご覧ください。詐欺・消費者対策の事業です。

こちらは1件ご意見がございます。「消費者講座受講者をさらに増やすために、PTA等、地域で発信力のある組織と連携し、より多くの区民が講座開催についての情報を得られるよう努めてほしい。」というご意見です。

これに対して、「これまで町会・自治会、高齢者クラブ、民生・児童委員協議会等、各地域団体に向けた出前講座を実施してきたほか、地域センターまつりなどのイベントを活用した周知啓発活動を行ってきました。引き続き、地域の各団体との連携による消費者講座、また、新たに小・中学校やPTA向けの出前講座の開催に向けて取り組んでいきます。」としてございます。

続きまして、47 ページにお進みください。多重債務特別相談の事業でございます。こちらへのご意見は、「新宿区の人口規模を考えると、相談件数 11 件というのは少ないのではないか。こうした相談窓口機能は他機関も有していると思われるので、区はこうした他機関との連携や役割分担も十分に考慮した上で、区の窓口の周知強化、機能見直し等を講じてほしい。」といったご意見でございます。

それに対しての区の対応ですが、「本事業では生活福祉課の生活支援相談員とも連携し、多重債務問題に特化した相談を実施しています。引き続き生活福祉課、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター等の福祉部門のほかに、税、国民健康保険等の滞納相談窓口、区民にとって身近な特別出張所等とも連携するとともに、SNS も活用しながら相談窓口の周知を強化していきます。」となっています。

続きまして、48 ページにお進みください。消費生活地域協議会の運営の事業でございます。こちらへのご意見は、「本協議会が扱う題材は多岐に渡るため、リモート会議を取り入れる等の効率化を図るとともに、分科会を設け、効率的かつ効果的な議論を行う体制を整えるべきである。」といったご意見でございます。

こちらに対しましては、「現在、ワーキンググループとして中学生向け消費者教育副読本作成委員会、悪質商法被害防止ネットワーク連絡会を設置し、効果的に議論を進めています。また、本協議会は直接的で活発な意見交換により様々な委員の意見をより多く取り入れるために、対面形式で実施をしていますが、より効果的な議論が行われるよう、運営方法を工夫をしていきます。」としてございます。

こちらの施策については、説明は以上でございます。説明を進めてよろしいでしょうか。

続きまして、51 ページにお進みください。「Ⅱ-3②感染症の予防と拡大防止」の施策でございます。こちらは第 1 部会に評価をいただいた施策でございます。

施策へのご意見を紹介させていただきます。まず、「今後の取組の方向性に対する意見」の一番上です。「医師会や地域の医療機関等の関係機関との連携強化、また、各種ワクチンの接種勧奨、接種費用補助等の取組を通じ、今後の感染症流行への備えをより一層推進してほしい。」といったご意見でございます。

こちらについては、「引き続き新宿区新型インフルエンザ等対策連絡会の開催を通じて、区の医師会、医療機関、行政機関等との連携強化を図るとともに、各種計画の策定及び見直しや、I H E A T を活用した有事における保健所体制の整備を積極的に推進していきます。」としております。この I H E A T というのは、新型インフルエンザ等の感染症の蔓延時において、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みとなっております。区

の職員以外の外部の専門職の方を I H E A T 要員として登録をして、新たな感染症が発生したときに迅速に対応できるように体制整備を進めているといった内容でございます。

続いての、「ワクチン接種の副反応については、接種前に丁寧な説明に努めるとともに、接種後に副反応が出た者に対しての相談対応を充実させてほしい。」といったご意見です。

こちらについては、「副反応について区のホームページ、またワクチン接種の予診票に同封するご案内等で丁寧な説明に努めていきます。また、健康被害については、ご相談を受けた際に申請手続について丁寧に説明するなど、寄り添った対応に努めていきます。」としてございます。

一番下です。「本施策が功を奏するには、一般市民の各種感染症に対する予防意識を高めることが重要である、その一方で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に変更されて以降、一般人の感染予防の意識が低下したように見受けられることもあり、感染症予防、また食品衛生に関する周知啓発の重要性が高まっている。区は広報新宿、また区ホームページ、SNS、既存の手段による広報について発信頻度を高めるなど工夫を進めるとともに、関連イベントとの連携、新たな周知啓発のチャンネルを確保する等の取組を推進してほしい。」といったご意見でございます。

こちらに対しましては、「広報新宿や区ホームページ、SNS で周知するとともに、東京都や関係団体とも連携しながら、関連イベントでの連携、周知啓発チャンネルの確保にも努めていきます。」としてございます。

続いて 53 ページ、「その他の意見・感想」です。「コロナ禍の際、東京都と区による感染者へのケアが必ずしもうまく連携しておらず、心細い思いをした区民は少なくないと思われる。国においては、コロナ禍の教訓を踏まえ、内閣感染症危機管理統括庁を新設する等、次のパンデミックに備えた動きが見られる。区においてはそうした動きを捉え、国や東京都との連携体制がより充実したものになるよう、積極的に措置等を要望していったほしい。」といったご意見でした。

こちらに対しましては、「国や都において開催される会議、また各種取組におけるアンケートなど、コミュニケーションの機会を活用し、区としての要望を伝えるなど、積極的に関係機関間の意思疎通を図っていきます。」としております。

続きまして、57 ページにお進みください。こちらは感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等の事業でございます。ここでは外部評価意見 2 件ございますが、下の方の意見、H I V ・性感染症に関する…というところのご意見のご紹介でございます。「講演会申込者数が 29 人で、閲覧回数は 98 回であったとのことだが、両実績とも不十分ではないか。より多くの方が視聴し普及啓発の推進に資するよう、講演会の周知方法を検討されたい。」というご意見でございます。

こちらに対しましては、「より多くの方に視聴していただくため、令和 6 年度から周知用チラシの配布先を拡充しました。また、動画公開期間をより長くするとともに、公開方法も限定公開から、どなたでも見られるように一般公開に変更しています。」といったところで、

多くの方に視聴してもらえ工夫を実施しているところを記載をしてございます。

続きまして、59 ページにお進みください。食品衛生の普及啓発の事業でございます。まず一番上が、区政モニターアンケートの設問に対してのご意見でございます、「『あなたは食の安全に関する正しい知識や情報を持っていると思いますか』という質問への回答の根拠が、回答者の主観に基づくものであり、回答者の知識の正確性を担保できていない。一方、現行の設問は経年変化の確認のために継続しなければならないと思われるので、例えば、区政モニターアンケートに異なる角度からの設問を追加する、あるいはイベント会場などで簡単なアンケートを取る等の工夫をしてはどうか。」というご意見です。

こちらに対しては、「食品衛生フェアなどのイベントなどにおいては参加者に食中毒予防などの食品衛生についてのアンケートを行っています。今後出展するイベントでもアンケートを実施するほか、区政モニターアンケートの設問についても検討し、普及啓発の効果をより詳しく把握、分析できるように努めていきます。」としております。

2 件目でございます。「SNSでの周知啓発をより効果的に行うため、発信を複数回行うとともに、発信時間別の閲覧数やいいねの数を計測、分析してはどうか。」といったご意見です。

こちらについては、「SNSを用いての普及啓発については、ご指摘の点も踏まえて、効果的な情報発信の手法について研究していきます。」としております。

3 点目でございます。「食品衛生カレンダー、ハンドタオル、ポケットティッシュ等の物品による周知啓発の費用対効果については、改善の余地があるのではないか。」といったご意見でございます。

「普及啓発物品の作成にあたっては、長期間使える実用的なものかどうか、また、周知内容が使う人の目にとどまるかどうかなどの視点から、より効果的なものを検討していきます。」としてございます。

こちらの施策についての説明は以上でございます。

続きまして、60 ページ、Ⅱ-3③「良好な生活環境づくりの推進」の施策でございます。こちらは第2部会で評価をいただいた施策でございます。

具体的なお意見でございますが、63 ページにお進みください。今後の取組の方向性に対する意見の一番上でございます。「空き家等対策では、新宿区空き家等対策計画の策定と並んで、高齢者福祉分野との連携による住まいの終活に関する取組や、その成果を検証しつつ推進されていくことを期待する。」といったご意見でございます。

こちらについては、「都では『東京住まいの終活ガイドブック』を作成しており、区においても相続や自宅の終活等に関わる相談、空き家に関する税の特例措置等を紹介したリーフレットを作成し、いずれも高齢者総合相談センターで配布をしています。空き家の発生を抑制するためにも、高齢者福祉分野とさらに連携した取組について推進してまいります。」としております。

次に、「その他意見・感想」の欄にまいります。まず一番上、「成果指標について、本施策

の掲げる暮らしやすい安全で安心なまち、良好な生活環境について区民がどのように見ているかを客観的に把握する手段の一つとして、まちの安全性や衛生、空き家や公害などについての区民の意識調査を指標に追加することを検討してはどうか。」といったご意見でございます。

こちらに対しましては、「ご指摘を踏まえて次期の総合計画の策定時に、より適切な成果指標となるように検討していきます。」としております。

その下でございます。「ポイ捨て、民泊問題についても成果指標が設定されていると、区の実践が区民により分かりやすくなるのではないかな。」とのご意見でございます。

「ポイ捨てについては、ごみの量の把握が困難であることなどから、成果指標として設定することは難しいと考えています。また、民泊については届出書類の確認、受理、苦情があった際の調査、指導が主な業務であるため、成果指標の設定はなじまないものと考えています。区の実践を分かりやすく区民の皆さんにお伝えする方法については、今後検討してまいります。」としてございます。

次に、「空き家はごみ問題、ネズミ・ハクビシン等の問題で近隣を悩ませていると考えられるため、ほかの事業とも連携して、この実践が一層成果を上げることが期待する。」というご意見でございます。

「区では平成 25 年に施行した『新宿区空き家等の適正管理に関する条例』に基づいて、空き家、また居住者がいるごみ屋敷等を対象に対策に取り組んできました。ごみ屋敷等の対応に当たっては、保健・福祉の観点を含めた総合的な支援が必要なため、庁内関係部署、関係機関、地域団体等と連携し、丁寧に取り組んでまいります。」としてございます。

続きまして、65 ページにお進みいただきまして、計画事業のシートでございます。

マンションの適正な維持管理及び再生への支援の事業でございます。具体的なお意見の対応については、67 ページに記載をさせていただいております。まず、一番上の評価の欄の記載で1つご紹介させていただきます。「ただし、指標にもなっているアンケートでの満足度は、マンションの適正な維持管理、再生という事業目標と必ずしも対応しているわけではないため、事業成果の向上法が引き続き模索されていくことを期待する。」というご意見がございました。

こちらについては、「評価指標については、これまで位置づけてきた『マンション管理セミナー満足度』及び『マンション管理組合交流会満足度』から、事業目標であるマンションの適正な維持管理・再生により適した指標となるように、また、新宿区マンション管理適正化推進計画の目標との整合が図られるよう、『管理組合があるマンションの割合』、『30 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定しているマンションの割合』という指標に改めます。」と記載をしております。

次に「その他意見・感想」の最後のご意見でございます。「分譲の段階からのマンションの適正な管理を促す視点や、良好なコミュニティの形成という見地から、管理組合に対して町会・自治会に関する情報を提供する等の実践が重要ではないかな。」といったご意見ござ

います。

こちらに対しましては、「管理組合に対する情報提供においては、広報新宿、また区公式LINEを通じて様々な情報提供を行っており、引き続きマンションの管理の適正化に資するように、良好なコミュニティの形成も視野に入れ、周知にさらに取り組んでいきます。」と記載をしております。

続きまして、69 ページにお進みください。民泊の事業についてでございます。

まず、一つ目の意見です。「新宿区内に民泊が多いことは知っていたが、その多さは国内の総室数の 10% 近くに上ることには驚いた。同時に、区内にある民泊施設の利用者の増加に伴い、路上へのごみ投棄等、地域で様々な問題が発生している。事業者への指導等の対策を先手先手で講じていくのが望ましいと考える。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「民泊に起因する問題で区に相談が寄せられた場合には、事実確認を行い、関係部署と連携して事業者への再発防止に向けた改善指導を行っていきます。また、民泊利用者のマナーの向上を図るために、民泊運営のルールブックを改訂しました。新たなルールブックでは騒音やごみ出し、路上喫煙禁止等のマナーについて、言語や文化が異なる民泊利用者にも理解しやすいよう、イラストやピクトグラムを用いた表示物のデザインを示しており、事業者がこれを活用して室内に掲示することで、効果的な周知を図っていきます。」としてございます。

続きまして、70 ページ、路上喫煙対策の推進の事業でございます。

こちらは意見が 3 件ございまして、まず 1 件目が、「路上喫煙パトロールについて、実施地域にメリハリをつけて課題のある地域に重点を置いているとのことであり、それ自体は評価できる。他方で、パトロールと指標である『駅周辺・生活道路での路上喫煙率』との間に相関があるかについては判断できなかった。路上パトロールの実効性にも留意して取組を進めてもらいたい。また、路上喫煙対策全般についても路上喫煙率調査の分析等に基づいて、取組の成果を一層高めていくことを期待する。」といったご意見でございます。

こちらには、「現在の喫煙率調査は、駅周辺の 40 か所、生活道路の 30 か所を定点として喫煙率を計測しており、調査結果は路上喫煙パトロールに提供し、巡回地域のルート選定に活用しています。また、定点とは別に任意で定めることができる特別調査地点を設けて、苦情が多い等の理由によって新たに路上喫煙が多い地域を把握した際には特別調査地点に入れるなど、より効果的な調査方法を検討、実施してきました。また、令和 6 年度からは路上喫煙における加熱式たばこの割合を調査し、この分析を基に、より実態に合わせた対策へとつなげ、成果を高めていきます。」としてございます。

その下の意見、「観光案内所においても啓発活動の一環として、ポイ捨てについての啓発を加えてはどうか。また、啓発の手段とする媒体は多言語のものにするなどの検討をしてもらいたい。」といったご意見でございます。

こちらについては、「新宿観光案内所でティッシュなどの啓発物品を配布するなどして周知するほか、多言語対応している観光協会のホームページにおいて、令和 6 年 11 月から、

マナーやルールとして、ごみは買った店で捨てるか持ち帰ること、路上で捨てることは条例で禁止されていることをご案内をしています。今後も連携して、観光客に対してポイ捨て禁止の周知啓発を進めていきます。」としております。

一番下のご意見でございます。「路上喫煙に関する区の条例では、『違反者を取り締まることが目的ではなく、人を思いやり迷惑をかけないというマナーの基本に立ち戻り、路上喫煙をやめていただきたいと考えています。』という考えの下に、路上喫煙に対する罰則は設けていないことは承知している。しかし、路上喫煙が増加するような場合には、路上喫煙に対する罰則を条例で定めている他区の事例も参照するなどして、この問題を解消していくための一層効果的な方法の検討を行う必要があるのではないか。」といったご意見です。

「外国人を含め来街者が多い新宿区の特性に鑑み、現状では罰則を公平に適用することは困難であると考えていますが、引き続き、罰則を定めている他区の事例について情報収集、研究しながら、より効果的な対策について検討をしていきます。」としております。

続きまして 75 ページ、ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの事業でございます。

まず、一番上の「路上喫煙対策と同様に、新宿観光案内所でもポイ捨ての啓発を行ってはどうか。」といったご意見に対しては、先ほどご紹介した趣旨でございまして、ティッシュなどの啓発物品の配布、ホームページ等での周知をしているといった旨が記載されています。

2 点目、「繁華街道路清掃事業において、まちの美化という見地から、その対象地域の選定等の適切性について適宜検証しつつ実施してもらいたい。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「特にごみの散乱が著しい場所について繁華街清掃を実施し、環境改善を強化しています。この対象地域については、区と地域が一体となったまち美化の取組に重点を置きながら、適宜検証を行います。」としております。

最後の意見です。「コンビニエンスストアやファストフード店等、販売した物品がポイ捨てされる可能性が高い業態の事業者に対する対策の呼びかけにも力を入れてほしい。」といったご意見です。

これについては、「区は条例で事業者の責務として、消費者に対する意識の啓発、ごみの散乱防止に必要な対策を講ずることを定めています。飲食スペースがない店舗が多い地域において、商店会等と連携して、包装等を捨てるごみ箱を設置することや、客に道路以外の飲食スペースを案内するなどの協力を呼びかけており、今後事業者、地域と一体となってポイ捨ての防止に取り組んでいきます。」としてございます。

続いて、77 ページ、自動販売機対策の推進の事業でございます。

まず 1 件目、「回収容器の設置に関して、維持管理を含めてリサイクルに関する区の事業との連携をより深めていくことも考えられるのではないか。」といったご意見です。

「回収容器の設置は自動販売機設置者が行うものですが、維持管理を含めた連携をどのように実施することで再生・資源化を促進できるか研究をしていきます。」としております。

2 件目、「条例に該当するにもかかわらず回収容器を設置していない自動販売機について、

より積極的に対応してもらいたい。」といったご意見でございます。

こちらについては、「回収容器への異物の混入が、事業者がリサイクルをする上で大きな負担となっているため、異物が混入しにくい新機能リサイクルボックスの設置拡大について、全国清涼飲料連合会と連携して自動販売機の設置者に対して促していきます。」としてございます。

78 ページに進みます。407 番、住宅修繕工事等業者あつ旋の事業でございます。

こちらは、「戸建住宅リフォームについては高齢者を狙った詐欺被害も多いので、区が行う住宅リフォーム相談や業者のあつ旋は被害防止の効果も期待できると思料されるため、その点も意識して引き続き実施してほしい。」といったご意見でございます。

こちらについては、「引き続き、屋根の点検やリフォーム工事に係る業者のあつ旋の依頼があった際に点検商法といった詐欺が疑われる場合には、依頼した経緯を相談者に確認するほか、区ホームページやチラシ等で点検商法に関する注意喚起をしていきます。」としております。

続いて、79 ページ、408 番、事業住宅の管理運営の事業でございます。

こちらのご意見は、「管理戸数や住宅提供の形態などを適宜見直す視点も持って事業を行ってほしい。」というもので、こちらに対しては、「事業住宅の管理戸数、住宅提供の形態などについては、適宜その形態を見直していくように事業を進めて行っていきます。」としてございます。

この施策についての説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。一旦ちょっと切りますかね。ここまででご質問、ご意見等、何かありますか。

【委員】

区に対応の言葉で、周知するのに、SNSを使うという表現が、X、SNS、LINEの3パターンあったんですけれども、区として何か周知するときのルールが全体であるのかどうか、それとも所管部署がそれぞれにおっしゃっているのか、そのあたりが疑問に思ったので、もし分かればと思いました。

もう1点、区がどう対応するかという文言の中で、「研究をします」というのと、「研究を重ねてまいります」というのがあったんですけれども、これは具体的にどうされるのか。期日を決めて、担当者を決めて何か調べに行くとか、ミーティングするとか、何かそういうふうなのがあって言っているのか、ただ単に今後考えていく、検討するという意味合いで言っているのか、そのあたりの温度感が分かればと思いました。

【事務局】

まず、1点目のSNSにつきましては、区でSNSを発信する際は、XとフェイスブックとLINEとありますけれども、基本的には全ての媒体で一体的に実施することになっておりまして、どれか一つだけというよりは、基本的には全てのSNSで発信する形になりま

す。ここでは今、XですとかLINEとかという形での掲載になっていますけれども、SNSで発信するときには、そういったいろいろな区のSNS全てで発信していく形になります。

次に、研究を重ねていきますというのは具体的にどういうことかということなんですけれども、他にも研究とか検討とかというのは表現として出てくるんですが、区として外部評価委員会の皆様からいただいたご意見というのをしっかり受け止めて、各部署でご意見の趣旨を踏まえて、検討、研究していくというような趣旨でございます。あとは各事業部署ごとにどのような検討を具体的に進めていくかということにはなりますが、当然すぐにご意見反映できるものもあればそうでないものもありますので、そこは事業によってすぐにお答えできるものと、時間をかけて検討が必要なものと、事業によって異なる形にはなりますけれども、ご意見をしっかり受け止めて検討していくという形になります。

【委員】

そうしたら、研究を重ねると検討というのは、意味は同じということではよろしいですか。

【事務局】

そうですね、そんなに大きな違いはございません。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。ほかに何かありますか。どうぞ。

【委員】

まず感想として、マンションの管理相談のところで、セミナーの満足度から、管理組合があるマンションの割合と、30年以上の長期修繕計画があるマンションの割合というところを設定されたのは、非常に妥当な指標だなと思っていて、これは私が意見申し上げさせていただいた部分なんですけれども、大変有り難い、意見反映していただいてありがとうございますというところです。

もう一つが、感染症のところで、動画を限定公開から一般公開に変更しましたというところがあつたんですけれども、この事業にかかわらず、区の広報施策で限定公開をする意味ってほばないのかなと思っていて、この施策だけじゃなくて区の一般的な広報の方針として、原則一般公開みたいな形にされてはどうかというのが感想です。

以上です。ありがとうございます。

【事務局】

そうですね、公開範囲については、今は特に区でのルールがない状況ですので、おっしゃるように、一般公開にしたほうが、視聴者数の増加も期待できるかと思いますので、区で検討してまいります。

【会長】

ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

【委員】

70 ページなんですけれども、路上喫煙対策の推進というところで、これを見ると、観光客のマナー違反が取り上げられているんですけれども、観光客と地域の住民と、どれぐらいの差があるのかなと。実は、観光客だけではなくて一般の喫煙者が非常にマナーが悪いというふうなことも感じておりまして、別に観光地でない場所においても最近、路上喫煙のポイ捨てが多くて、大変苦慮しておるところでございます。受動喫煙などのことも言われておりますし、やはりたばこを吸う方は喫煙マナーというものをもっと徹底していただきたい。今は企業でも会社の喫煙所を廃止しているところが非常に多いんですよ。ではどこで吸うかという、公共施設に行ってくださいとか、ホテルへ行ってくださいとか、そういうところで喫煙されるのが大変多くなっておりますので、ただ単に観光客だけというわけではないのかなと私は感じております。

【事務局】

おっしゃるとおり、当然ながら観光客だけではなく、住んでいる方や新宿区でお勤めになられている方も当然ながら、路上喫煙対策を進めていく必要はありますので、ここの記載は、全体として取り組んでいくというような方向性で記載をしております。

【会長】

ありがとうございます。では、次へ行きましょう。お願いします。

【事務局】

では、83 ページにお進みください。Ⅲ－1「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」の施策でございます。こちらは主に新宿駅周辺のまちづくりの事業で構成された施策で、第1部会に評価をいただきました。

85 ページ、「今後の取組の方向性に対する意見」の2つ目のご意見です。「新宿駅西口は工事の影響により、狭い場所などでは他者と衝突しそうになり危険を感じる人が多いため、混乱防止のための案内表示等を充実させてほしい。外国人旅行者が増加していること、工事進捗に伴い通路形状が頻繁に変わることも踏まえ、デジタルサイネージ等の活用も視野に入れ検討してほしい。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「新宿駅では西口広場において都の土地区画整理事業の工事が本格的に進められています。このため、都では工事中の歩行者の動線の変更に当たって安全な通行が確保できるよう、新たなルートを示したお知らせを現地、そしてホームページに掲載するほかに、スマートフォン等でも視聴できる動画を活用して誘導を行っています。事業の経過や工事の予定などの情報を都のホームページに掲載しており、区においても都と連携して、区のホームページを活用して、引き続き分かりやすい情報の発信をしていきます。あわせて、利用者の声なども踏まえて、工事期間中において歩行者の動線の案内をより充実させるように都に対して働きかけていきます。」としてございます。

続いて90 ページ、新宿駅周辺地区の整備促進（新宿通りモール化）の計画事業です。

91 ページ、今後の取組の方向性に対する意見です。「計画事業評価シートや区のホームペ

ージから得られる情報からは、この事業の具体的な取組状況や課題等が分からない。今後も計画事業として実施していくのであれば、これらについて分かりやすい記載をすることで適切な情報提供に努めてほしい。」としております。

こちらへは「荷さばきルールについては地元組織等と連携し、地域の実情に応じた検討を進めるとともに、事業の取組の適切な情報提供についても検討していきます。」としております。

その下、「新宿通りで歩行者天国が実施されているとき、危険な走行をする自転車により歩行者が危険な目に遭うことが少なくない。モール化の実施に当たっては、こうしたアクシデントが発生しないように、歩行者を守るルールも整備してほしい。」というご意見です。

こちらには、「新宿通りの歩行者天国の際には自転車通行が禁止されているため、交通管理者と連携して周知等の取組を進めていきます。モール化に向けた検討に際しては、交通マナー等について関係機関と検討して、実施に向けた取組を進めていきます。」としています。

続きまして 94 ページ、新宿駅周辺地区のまちづくりルールの策定の事業です。

具体的なご意見、96 ページにお進みください。「その他の意見・感想」の欄です。「本事業の取組は長期にわたるものであり、その成果は単年度ではなく複数年度で測るべきものである。本事業も含め、こうした長期的事業の指標は、単年度ではなく複数年度を対象に目標を定め、その実績を分析するべきである。」といったご意見でした。

こちらに対しては、「地区計画等のまちづくりルールの策定・変更は新宿駅周辺地区における各地区の課題、特性を踏まえ、地元組織と調整し、関係者の意向把握を行いながら進めていくものです。このため、各地区のまちづくりの方向性についての検討から、まちづくりルールの策定、変更までの期間は地区によって様々で、また、各地区ではまちづくりルールの策定・変更を段階的に進めています。こうしたことから、指標の『地区計画やまちづくりルール又はそれらの地元案を取りまとめた数』は単年度ごととしています。」ということで、区の所管課としては目標は単年度ごとに設定をして、その進捗管理を図っていきたいという趣旨を記載をしております。

続きまして 97 ページ、434 番、新宿駅周辺地区の利便性向上の事業でございます。

こちらには 1 件ご意見がございます。『新宿ターミナルマップ』は、地図を読むのが苦手な人にも分かりやすく作られており、非常に有益と思われる。今後のさらなる利便性向上に向けては、例えば、地図面をメッシュで区切り、東京都庁等ランドマークとなる超高層ビルの所在を、例えば『A5』などとメッシュ番号を記した一覧表を追加することで、さらに使いやすいマップとするように、様々な工夫の余地があると思われる。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「新宿ターミナルマップは新宿駅及び周辺部を対象として、都、区及び鉄道事業者が連携して利便性向上に取り組むために設置した『新宿ターミナル案内サイン連絡会』で発行しています。この連絡会に、より多くの利用者にマップを活用していただけるように働きかけていきます。」としてございます。

こちらの施策は以上でございます。

続きまして、次の施策は 98 ページでございます。誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現の施策で、こちらは第 1 部会に評価をいただきました。主には歌舞伎町地区のまちづくりの事業がメインの施策となっております。

100 ページのほうにお進みください。今後の取組の方向性に対する意見をご紹介します。 「本個別施策での取組内容を確認する過程で、シネシティ広場でのイベント等の充実は、にぎわい創出だけではなく安全・安心対策にもつながることが分かった。今後も引き続きこの両面を見据え、誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現に向けた取組を進めてほしい。」 といったご意見でございます。

こちらに対しましては、「歌舞伎町地区の様々な課題の解決に向けて、令和 7 年度以降、『(仮称) 歌舞伎町エリアマネジメント基本方針』の策定に向けて検討を進めていきます。また、引き続き多彩なイベントの誘致、開催など、官民一体による様々な施策を展開し、さらなるにぎわいの創出や安全・安心の確保に向けて取り組んでいきます。」 としてございます。

次のページからが具体的な計画事業でございます。歌舞伎町地区のまちづくり推進の事業でございます、104 ページにお進みください。「今後の取組の方向性に対する意見」でございます。「誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現のためには、車椅子や視覚障害者の通行を妨げる不法看板や放置自転車への対応は重要な取組であるため、より効果的な対策も検討しながら、各関係機関と協力しながら実施していったほしい。」 といったご意見でございます。

こちらについては、「引き続き円滑な通行の確保に向けて、交通の妨げとなる不法看板、放置自転車について、関係機関と連携した啓発活動や是正指導、自転車の撤去活動など、必要な対策を実施をしていきます。」 としております。

その他の意見・感想では、指標についてのご意見をいただいております。「指標の目標値『推進』に対して、実績も『推進』となっており、目標を達成しているのに達成度を『－』と表現するのは分かりにくいと感じた。当該指標において実績が推進に該当するか否かの判断基準は、個別施策Ⅲ－2『誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現』の 2 つの成果指標の達成状況によるとのことなので、その旨の補足説明を計画事業評価シートに記載してはどうか、また、目標を達成しているのであれば 100%表記でもいいのではないか。」 といったご意見でございます。

こちらの指標と目標値については、「事業を定量的に評価するために、第三次実行計画では、区政モニターアンケートでの『以前と比較して歌舞伎町のイメージが向上したと思うと回答した区民の割合』、また、『以前と比較して歌舞伎町がにぎわいのあるまちになったと思うと回答した区民の割合』を新たな指標としています。」 というところでございます。

続きまして 105 ページ、436 番、歌舞伎町安全・安心対策事業助成の事業でございます。

こちらのご意見では、「東京都が類似の助成制度を始めたため、令和 5 年度の執行率は 0%

だったが、令和 6 年度は東京都の制度では助成を受けられなかった団体に助成金を交付する見込みとのこと。今後も同様のニーズがあると思われるため、歌舞伎町の地元自治体としてこうした支援を継続して実施してほしい。なお、支援の在り方については当局やNPO、関係、団体の動向に応じ、最適な在り方を検討してほしい。」といったご意見でございます。

こちらについては、「歌舞伎町地区に集まる様々な困難を抱えた若者、女性を支援する各法人に対する支援を引き続き実施していきます。また、募集時期については今後も東京都の助成結果判明後とし、助成を受けられなかった団体の受け皿となれるように、区ホームページへの掲載以外の周知方法についても検討していきます。」としております。

続いて 107 ページ、道路を活用したオープンカフェの事業でございます。こちらは新宿モア 4 番街のオープンカフェを実施している事業でございます。ご意見としては、「このオープンカフェはこの場所を訪れる人の和みの一翼を担っていると感じる。その一方で実施場所が限定的であったり展開されている店がずっと変わらないなど、活気に乏しい印象もある。今後は時間を区切ってもっと広い範囲でイベントを実施する等、新たな取組により、さらなる活性化を図ってはどうか。」というご意見でございます。

こちらに対して、「新宿モア 4 番街では、これまでもにぎわい創出に向けた様々なイベントを実施をしてきています。さらなるにぎわいの創出に向けて、引き続き新宿駅前商店街振興組合と連携をして取り組んでいきます。」としております。

この施策については以上でございます。

続きまして、108 ページにお進みください。道路環境の整備の施策でございます。こちらは第 1 部会に評価をいただいた施策でございます。

110 ページにお進みいただきまして、ご意見等をご説明させていただきます。まず、今後の取組の方向性に対する意見です。「成果指標の『道路の歩きやすさ満足度』の令和 5 年度実績値は 23%と非常に低く、区内道路が区民にとって決して歩きやすいものではないということを示している。国や東京都、他の道路管理者と密に連携して改善に向けて取り組んでほしい。また、道路改善には透水性舗装、無電柱化等、様々な手法があるので、道路の状況に応じて適切な手法を選択し、積極的に実施してほしい。」といったご意見でございます。

こちらに対しましては、「成果指標『道路の歩きやすさ満足度』の実績値の改善にあたって、道路利用者のニーズを的確に捉え、国道、都道を管理する他の道路管理者と密に連携して取り組むことが重要です。一方で、区内の道路は歩道がなく幅員の狭い道路、また、急な坂道、階段などが多く、抜本的な道路改修を行うことが困難なところもあり、このようなことから、様々な道路事業の中で現場に適した事業を実施することで成果指標『道路の歩きやすさ満足度』の向上に取り組めます。」としております。

続いてのご意見です。「今回の評価にあたり、区が管理する道路が多数あり、区がそれらに優先順位をつけ、整備保全等の対象を決めていくことがよく分かった。区民の道路に関するニーズは様々であり、区の方針に納得しない区民が現れることも想定されるため、区はどのような根拠で優先順位をつけているか、その基準やプロセスについて必要に応じて区民

に共有できるよう、情報提供の在り方を検討してほしい。」といったご意見です。

これについては、「新宿区総合計画に示した施策を計画的に実施していくため、道路整備を実施するにあたり、重要度や緊急性などを勘案して一定の優先順位をつけ、計画的に事業を進めています。各事業を実施する上で定めた選定基準や選定理由などについては、周知の在り方を含め検討していきます。」としております。

一番下のご意見です。「視覚障害者のための点字ブロックが、車椅子や杖を利用する人にとって通行しづらい形で設置されていることがある。区道において点字ブロックを整備する場合には、こうしたバリアフリー対応を要する方と様々な角度から意見交換し、その結果を踏まえて整備を実施してほしい。」といったご意見です。

こちらについては、「計画事業『バリアフリーの道づくり』という事業において整備内容を検討するにあたり、高齢者、障害者、子育て世代等の当事者参加のもと、現地を歩き、意見交換などを踏まえて整備を実施をしています。今後も事業の実施状況を踏まえつつ、全ての方が安全・安心して通行できる道路整備を進めていきます。」としております。

続いて 111 ページ、都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）の事業でございます。

113 ページにお進みいただきまして、今後の取組の方向性に対する意見でございます。「本事業は非常に時間を要する事業だが、一方で地区の防災性向上のため早急に成果を上げたい事業でもある。本事業の進捗を加速するために、例えば地区内の共同建て替えを促進する等、様々な工夫を図り、計画的かつ迅速に本事業を促進してほしい。」といったご意見でございます。

こちらに対しましては、「防災機能の強化と快適な歩行空間の形成の創出には地区計画に基づく道路整備が重要であると認識しています。今後も道路整備の機会を的確に捉え、基盤整備を進めるとともに、地区計画の目標とされている良好な居住環境の保全、改善を目指して事業を推進していきます。」としております。

続いて、119 ページにお進みください。道路の環境対策の事業でございます。

ご意見については 121 ページでございます。今後の取組の方向性に対する意見です。「指標 3『街路灯のLED化基数』の達成度が年々上昇しているため、目標設定が適切かどうか検討してはどうか。」といったご意見でございます。

こちらについては、「指標 3『街路灯のLED化基数』の達成度については、毎年追加でLED化を行っていたため、年々上昇しておりましたが、第三次実行計画では計画を見直し、全ての街路灯のLED化に向けて目標設定が適切か、その都度検討していきます。」としております。

一番下のご意見です。「この事業は個別施策『道路環境の整備』に位置づけられているが、環境対策にも資する事業である。今後、区民等に成果を示す場合には、例えば個別施策『地球温暖化対策の推進』に関係する事業とともに総合的に広報して、区民の理解を得られるように努めてほしい。」というご意見でございます。

こちらについては、「個別施策『道路環境の整備』において成果を示す場合には、総合的な広報の在り方を含め、区民の理解を得られるように進めていきます。」としております。

続いて、123 ページにお進みください。経常事業、路面下空洞調査でございます。

ご意見としては、「路面下の空洞による道路陥没は、発生する場所や時間帯によっては大事故につながる。未然に発見し防止されたことを高く評価するとともに、ほかの箇所についても早急に対応してほしい。」といったご意見でございます。

こちらは、「路面下空洞調査については、継続して調査をしていくとともに、調査結果によって定めた優先順位に基づき、発見された空洞を埋める作業を早急に行っていきます。」としております。

続いて、125 ページにお進みください。私道整備助成の事業です。

ご意見でございますが、「区内の道路環境を良好に保つには、公道はもちろん私道への対応が非常に重要である、本事業は私道所有者の申請に対し助成金を交付するものだが、このほかにも、地下部分を含む私道の適切な維持管理に向けた相談対応や指導、寄附受付等、様々な対策を積極的に講じてほしい。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「私道整備に対する助成金の交付は工事費用の8割を上限に引き続き実施をしていきます。また、私道に関しては関係者から様々な相談を受ける場合があり、可能な範囲で対応や指導、助言などを行っていきます。」としてございます。

こちらの施策については以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。ここで一旦区切りましょうかね。今までのところで何かご意見、ご質問等ありますか。どうぞ。

【委員】

123 ページの路面下空洞調査ですけれども、総調査延長が82.5キロメートルと書いてあって、区が管理している道路はどれだけの総距離があって、それに対して82.5キロというのは何%ぐらいなのか、また、例えばローリングプランみたいなものがあるって、プランに従って実施することで区の路面下空洞調査が全部行われるという形になっているのかということと、あと、今の陥没問題というのは、インフラが大丈夫かどうかというところで、つい最近もほかのエリアでそういう事件があったと思うんですけれども、これは国と都と、あと区でどういう形で連携がなされているのでしょうか。

【事務局】

まず、全体での区道の総延長距離のご質問ですが、296.5キロが区道の総延長距離ということですので、296.5キロのうち82.5キロの部分进行调查したという状況でございます。

こちらについては委員おっしゃったように、ある程度プランを決めて、年度ごとに、ある程度、期間が空かないようにしっかり調査をするという形で進めているものと認識しております。先日の八潮の事件も受け、区でもこの事業とは別で緊急的に全体の区道の確認をして、改めてすぐに問題ないということを確認したと聞いております。

国と都との連携のご質問についてですが、あくまでこの路面下空洞調査は区道に対しての調査でございまして、例えば、区内の国道や都道に対しての路面下空洞調査というのは、国なり東京都で実施する形になります。どのように連携しているかというところは所管課に確認する必要があり、今すぐのお答えは難しいのですが、それぞれの管理する道路に応じて適切に定期的に調査しているものと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

ちょっと追加の質問なんですけれども、国と都と、あと区が管理しているものの割合というのはどのぐらいになるんですか。例えば、国が 1,000 キロメートルとか、都が 500 キロメートルとか、そういう何か割合とかあるんですか。

【事務局】

メートルでの表現になりますが、国道が、4,257 メートルで、都道が 5 万 1,065 メートル、区道が先ほど申し上げた 29 万 6,450 メートルというような状況ですので、ほとんどが区道というようなバランスになっています。

【委員】

区がメインの管理人ということですね。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。ほかに何かご意見、ご質問等ありますか。

それでは、続けても大丈夫ですか。では、お願いします。

【事務局】

続いて、131 ページでございます。活力ある産業が芽吹くまちの実現、こちらは主に産業振興関係の事業で構成された施策でございまして、第 3 部会に評価をいただきました。

133 ページをご覧ください。今後の取組の方向性に対する意見でございます。「新宿区にはたくさんの事業所が存在し、その規模、事業内容は多種多様である。本施策では主に中小企業に向けた産業振興施策に力を入れているが、そのほかにも社会課題に積極的に取り組み、課題解決を図る企業等、特定の分野の事業者の育成や誘致も必要なのではないか。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「区が実施しているビジネスプランコンテストでは、社会課題解決型のプランが多くあり、区は事業化に向けた支援を実施をしています。また、区が発行する産業情報誌において C S R に取り組む企業の紹介等も実施をしています。今後も様々な分野に取り組む事業者の事業継続を支援するとともに、事業拡大や定着に向けた取組を実施していきます。」としております。

続いてのご意見です。「成果指標『区内中小企業の景況』は、区の取組効果よりも日本経済全体の動向など外部要因によりその実績が左右されるものであるため、この指標設定では施策の取組状況を正しく評価できないのではないかと。現在設定されている個別施策の成果指標には、このような課題を抱えているものが数多く散見されるため、次期総合計画策定

時には適切な成果指標設定に努めてほしい。」といったご意見です。

こちらに対しては、「次期総合計画の策定時に、より適切な成果指標となるように検討していきます。」としております。

続いて 134 ページ、観光と一体となった産業振興、しんじゅく逸品の普及の事業でございます。具体的なお意見と対応については、136 ページです。

今後の取組の方向性に対する意見です。「令和 5 年度は約 1,700 万円の事業経費がかかっているが、実際にこの経費をかけることによって『しんじゅく逸品』や『アザリー』に関係した事業者の売上げと利益に対しどのような効果があったか、測定を行うべきである。」といったご意見でございました。

こちらについては、「しんじゅく逸品マルシェというイベントは事業経費、また、その際の売上げ等を踏まえ、事業を終了し、今後は様々な販路を活用して事業者の売上げ拡大を図っていきます。」というふうにしております。

次に、「外部団体の実施する展示会・イベントへの出展、他自治体の特産品販促活動と連携した取組等を通じ、取組のさらなる充実を図ってほしい。」といったご意見でございます。

こちらについては、「新宿観光振興協会と連携して、東京観光財団が主催する『TOKYO 周穫祭 2024』においてアザリー商品を販売をしました。引き続き他機関とも連携しながら販売促進等の取組の充実を図ります。」としております。

最後のご意見です。「関係事業者の持続可能な成長に資するよう、YouTube 等インターネットサービスを活用した広報の充実、地元の住民や商店街等との連携強化を図ってほしい。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「現在は新宿文化観光資源案内サイトにおいてしんじゅく逸品を周知していますが、今後は令和 7 年度からの新たな認定制度の実施に合わせて、インターネットを利用した広報のさらなる充実や、関係機関との連携による周知強化を図ります。」としております。

続きまして、次のページ、多彩な観光資源を生かした区内回遊の促進の事業です。

139 ページをご覧ください。今後の取組の方向性に対する意見でございます。「新宿文化観光資源案内サイト閲覧数の向上に向けて、来訪者、地元住民からの情報提供を活用したコンテンツの拡充や、YouTube 等の活用、地元企業や文化機関との連携といった新規取組を実施してはどうか。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「これまでも YouTube の活用や、しんじゅく逸品の登録店の紹介等を実施してまいりました。引き続き閲覧数の向上に向けて、関係機関と連携をしながら取り組んでいきます。」としております。

続いて、141 ページにお進みください。地場産業の魅力発信の事業でございます。

「区内産業の中に染色業、印刷・製本関連業以外に地場産業として支援すべき産業はないか検証してほしい。」といったご意見でございます。

こちらについては、「染色業は大正時代から、印刷・製本関連業は明治時代から区内での

活動が確認されており、区では昭和 52 年から両業種を地場産業として認定しています。新たに地場産業を認定する予定は現在のところございませんが、今後も中小企業支援等を通じ、産業の発展、継承に向けて取り組んでいきます。」としております。

続きまして、次のページ、142 ページでございます。中小企業新事業創出支援の事業でございます。

ご意見は、「新宿ビジネス交流会の参加者実績は 14 名と、新宿区の規模からすると少ないのではないか。経常事業 528『中小企業支援ネットワーク会議の運営』や 533『新宿商談会』等、関連する取組と一体的に実施することで、参加人数の増加を図ってはどうか。」というものです。

こちらに対しては、「新宿ビジネス交流会については開催ごとにテーマを設定し、参加者を募集していますが、参加者が少ないことが課題であるため、ご指摘の点を踏まえて、より効果的な交流が図れるように取り組んでいきます。」としております。

続いて、148 ページにお進みください。経営力強化支援事業でございます。

こちらは、「本事業で支援を受けた事業者において、支援がどのような成果につながったかを定期的に評価し、必要に応じて支援内容を見直してほしい。」といったご意見です。

こちらについては、「事業者に対する個別の評価というのは行っておりませんが、景況調査における中小企業の業況等を踏まえ、定期的に本事業の方向性について検討をしています。令和 6 年の実施に当たっては、中小企業の人手不足が深刻化していたことから、新たな支援メニューとして『人材確保・定着支援』を追加をしました。なお、本事業は緊急的な経済対策事業であり、現在の業況 D I がコロナ禍前の水準まで戻っていることから、こちらの事業については令和 6 年度で終了します。」としてございます。こちらについては一番下の区の総合判断、令和 7 年度取組方針というところで、「令和 7 年度からは新たに実施をする『経営サポート事業』において、事業者の経営課題の把握、課題に向けた伴走型の相談支援を実施します。」としてございます。

続きまして 149 ページ、536 番、売上向上実践講座でございます。

こちらについては、「事業経費 500 万円に対して、各回参加者 20 名程度は少ないのではないか。参加者増加に努めてほしい。」といったご意見でございました。

こちらについては、「本事業は令和 6 年度で終了し、令和 7 年度から新たに実施する『経営サポート事業』において、売上向上、また人材確保など、様々なテーマのセミナーを実施していきます。実施に当たっては、区のホームページ、SNS を活用し、多くの方に参加していただけるよう取り組んでいきます。」としております。

続いて、152 ページにお進みください。事業承継支援の事業でございます。

こちら、「事業経費 70 万円に対して動画の視聴回数 95 回は少ないのではないか。回数増加に努めてほしい。」といった内容でございます。

こちらについても、「区のホームページ、SNS、また、区が発行する産業情報誌、あらゆる媒体を活用して視聴回数の増加を図ります。」としております。

続いて156ページ、産業会館の管理運営の事業でございます。

こちらの外部評価意見でございますが、「一等地に立地しているため、使われていない枠があるのはもったいない、稼働率を高めるためにより多くの区民等に利用してもらえるように工夫をしてほしい。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「区のホームページ、SNS等を活用して周知するとともに、産業情報誌など、あらゆる媒体を活用して利用者の増加に努めます。」としてございます。

こちらの施策は以上でございます、次の施策にまいります。158ページにお進みください。国際観光都市・新宿としての魅力の向上の施策で、第3部会に評価をいただきました。

160ページにお進みください。こちらの今後の取組の方向性に対する意見でございます。①から③のご意見がございまして、まず①が、「海外からの旅行者に対するアピールを強化するため、印刷物の対応言語のさらなる充実、ガイドなどのスピーキングでのサービスの充実等を通じた多言語の強化を図ること。」というものでございます。

こちらに対しては、「新宿観光案内所では31言語に対応できる翻訳アプリを活用し、利用者とのコミュニケーションを図っています。今後も外国人旅行者の国や使用言語などの動向を注視し、印刷物作成時に対応言語を検討するとともに、音声翻訳アプリの活用によって多言語に対応していきます。」としております。

続いて、2つ目でございます。「文化、芸術、地場産業、エンターテインメントなど、新宿の多彩な魅力を生かし、まだ十分に活用されていない隠れた観光資源を発掘して磨き上げ、情報発信することで、新たな観光需要を創出し、『国際観光都市新宿としての魅力の向上』につなげる。」といったご意見です。

こちらに対しましては、「こういった隠れた観光資源の発信については、随時創出される観光資源を収集しタイムリーに発信できる効率的・効果的な発信の仕組みづくりについて検討を進めていきます。」としております。

3点目は「無線LAN環境の利用状況について利用状況をモニタリングし、必要に応じて改善、拡充を図り、より快適な通信環境を提供する。」といったご意見でございます。

こちらには、「無線LAN環境については、月ごとの利用者数の推移等を踏まえて適切に運用していきます。」としております。

続いてその下、「観光客に関する事業実績については、日本人観光客とインバウンドは分けて管理・分析するべきである。」といったご意見でございます。

区への対応は、「新宿観光案内所の相談件数については、日本人と外国人の観光客を分けて管理、分析をしています。そのほか、各事業の実績については、各種統計やイベントでのアンケートなどを活用して分析、検証しています。今後も様々な方法でその効果を検証し、事業を進めていきます。」としております。

続きまして、次のページ、161ページ、新宿ブランドを活用した取組の推進（魅力ある観光情報の発信）の計画事業でございます。こちらについては163ページに意見と対応を記載

しております。

まず、今後の取組の方向性に対する意見でございます。「観光情報の発信力強化のために、SNS、ウェブサイトでの情報発信の多言語化、動画コンテンツの充実、インフルエンサーと連携した情報発信を取り入れてはどうか。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「新宿観光振興協会ではFacebook、Instagramでそれぞれ英語と繁体字を併記したサイトを開設しています。ホームページは日本語、英語、繁体字、簡体字、韓国語で発信をしています。動画コンテンツについては、観光プロモーション動画を多言語で発信しており、令和7年度からはYouTube動画を新たに制作して定期的に発信していきます。引き続き、様々な効果的な手法について検討しながら情報発信を強化していきます。」としております。

その下でございます。「地元企業との連携による特典プログラムや、ほかの観光地との連携による相互ツアーを実施することで、他団体との連携、相乗効果を生む取組を進めることも重要である。」といったご意見です。

これに対しては、「新宿観光振興協会では、様々な地元企業や団体と連携した取組を実施しており、令和6年度は映画の舞台となった高田馬場駅周辺の商店会との連携によって、アニメーション映画『ふれる。』とコラボレーションしてプレゼントキャンペーンを行いました。また、ほかの観光地との連携による相互ツアーは実施していませんが、友好提携都市である長野県伊那市とは、新宿駅近くのイベントスペースで伊那市フェアを毎年開催するなど、継続的に連携を深めています。」としております。

最後、その他意見・感想の部分でございます。「食は人々の関心を集めやすい。観光資源のPRに当たっては食分野の観光資源のPRを強化してはどうか。」といったご意見でございます。

こちらについて、「これまでも新宿観光振興協会のホームページ、SNS、また観光情報誌『新宿plus』等を活用し、新宿のグルメ情報を紹介してきました。食分野については関心が高いため、引き続き情報収集に努め積極的に発信していきます。」としております。

続いて167ページ、経常事業で、ふるさと納税管理事務の事業でございます。

こちらでのご意見は、上から2つ目、「本事業は個別施策Ⅲ-13『国際観光都市・新宿としての魅力の向上』にはあまり直接的に関わらない取組ではないか。返礼品の開発をインバウンドでのセールスにもつなげていくなどの展開が想定されないのであれば、ふるさと納税についてはこの施策とは別の施策に位置づけて整理したほうがよい。」といったご意見でございます。

こちらに対しましては、「区では、新宿ならではのモノ消費・コト消費の返礼品を設定することで、新宿の魅力を広く発信するとともに、体験型の返礼品をきっかけとして多くの方に新宿区を訪れていただき消費活動につなげることで、区内産業の活性化を図っています。このような理由から、この事業はこちらの個別施策に位置づけています。次期総合計画策定の際には、ご指摘の点も踏まえ、本事業の位置づけについて適切に検討してまいります。」

としております。

続いてその下のご意見、「世界一の乗降客数を誇る新宿駅、歌舞伎町のゴジラヘッド、東京都庁、ゴールデン街等、新宿区にはたくさんの観光資源がある。関係各所との協力を通じて魅力的なふるさと納税制度を推進し、寄附金が増えるように取り組んでほしい。」といったご意見でございます。

こちらに対しましては、区でこれまで取り組んできた幾つかのふるさと納税について前半で紹介をさせていただきまして、後半では、区の魅力につながる返礼品を今後も広く発信していきますというような記載をしております。

続いて一番下、「令和5年度の新宿区の会計では、ふるさと納税の影響による税収減が約40億円であるのに対して、10月から3月の寄附金で得た額は約4億円ということで、今後もふるさと納税の影響による税収減は続くと考えられる。この状況が続くと区の行政サービスにも影響が出かねないということを区民にも周知啓発するべきである。」といったご意見でございます。

こちらには、「ふるさと納税の不合理な税制改正によって特別区の貴重な税金が一方的に奪われていることについては、引き続き区のホームページ、広報新宿、新宿区財政白書等で区民へ積極的に周知していきます。」としております。

こちらの施策については以上でございます。

続きまして、168ページでございます。生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実の施策でございます。こちらは第2部会に評価をいただきました。図書館関係ですとかスポーツ関係の事業が主なものとなっております。

170ページにお進みください。今後の取組の方向性に対する意見、一番下のものをご紹介します。「図書館資料の収集・所蔵・提供や情報発信の方法については紙媒体、電子媒体、それぞれの特性を考慮して検討してほしい。」といったご意見です。

こちらについては、「中央図書館では令和7年1月に電子書籍貸出しサービスを導入しました。今後は紙媒体と電子媒体、それぞれの特性を生かした情報発信に努めていきます。」としております。

続きまして、171ページ、その他の意見・感想の一番下でございます。「健康増進を目的とする事業・施設で行われている活動もスポーツ的要素を持っており、スポーツ活動のための環境に含み得る。したがって、保健福祉分野におけるスポーツ的要素を有する活動を本個別施策を構成する事業と連携させていくことで、スポーツ活動のための環境を充実化させていくという方向性もあり得るのではないか。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「『スポーツ環境整備方針』は、こういった保健福祉分野も含め関連する区の様々な計画とも連携を図って策定をしています。スポーツ的要素を有する取組を実施する際には、本方針に基づき、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現等に取り組んでいきます。」としております。

続いて、172ページ、新中央図書館等の建設の事業でございます。

こちらについて、174 ページのその他の意見・感想のところで、3 つございまして、こちらをご紹介させていただきます。「今後、さらに踏み込んだ検討を進めていく際に、より具体的な行動計画や指標があると、本事業に対する区民の理解が得やすくなるのではないか。」、2 点目としまして、「改装、新設される図書館にはどのような要素があるのか分析し、明示されると、成果を示しやすくなるのではないか。それと関連して、ほかの図書館事業で指標とされている項目などについても情報収集を行い、建設や運営に役立てることも考えられる。」と。また、3 つ目としまして、「視覚障害者にも利用しやすい等、誰もが分かりやすく使いやすい施設にしてもらいたい。また、中央図書館以外の地域図書館の充実も併せて進めてほしい。」といったご意見でございます。

こちらに対しましては、「中央図書館等の建設に当たっては、『新宿区公共施設等総合管理計画』に基づく区有施設マネジメントの中で進めることを前提としつつ、区民の理解を得られるような計画や指標等の必要性を認識しています。その中で、視覚障害者を含め誰にとっても利用しやすい施設を目指して、中央図書館、地域図書館の充実を図ってまいります」としております。

続きまして、175 ページから計画事業、新宿区スポーツ環境整備方針の策定の事業でございます。こちらについては 177 ページにお進みください。

今後の取組の方向性に対する意見の 2 つ目のところをご紹介します。「必ずしも既存のスポーツ施設だけを対象とするのではない柔軟な視点に立った取組、例えば、民間事業者、健康増進のための保健福祉施設との連携などを期待する。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「民間事業者が運営している江戸川河川敷グラウンドや上智大学真田堀運動場を、区民が利用できるようにスポーツ施設として活用しています。引き続き区民のスポーツ環境の充実を図るため、そのほかの民間事業者、保健福祉施設との連携についても検討していきます。」としております。

その下、その他意見・感想のところでございます。「本事業に関する今後の評価では、今回実施した調査を基に指標を設定することも考えられるのではないか。」といったご意見でございます。

こちらについて、「本方針では各施策の成果指標を設定していませんが、新宿区第三次実行計画においてスポーツ実施率を指標として設定しており、この指標を用いて本指針に基づく取組の効果を策定していきます。」としております。

その下、「e スポーツについても検討の視野に入れられているということであった。今回の方針改定では、そうした比較的新しい分野の扱いが最終的にどのようなものになるにせよ、広い視野に立って方針の検討が進められることを期待する。」といったご意見でございます。

こちらには、「e スポーツは障害の有無、性別、年齢を問わず楽しむことができ、障害者や高齢者の健康増進、多世代、多文化交流にもつながることが期待できることから、研究、検討を進めていきます。」としております。

続きまして 178 ページ、スポーツコミュニティの推進の事業でございます。

こちらの具体的な内容は 180 ページでございます。今後の取組の方向性に対する意見の 1 つ目「ボッチャ等、パラスポーツの体験会については応募者が多く、参加できなかった人も少なくなかったとのことであるため、参加人数や開催回数を増やすことを検討してはどうか。」といったご意見でございます。

こちら、「ボッチャ等、パラスポーツの体験会については、アンケート結果を踏まえて、適切な参加人数、開催回数を設定していきます。」としております。

一番下の、その他意見・感想のご意見でございます。「パラスポーツの体験会などでボランティアスタッフの確保が難しい場合には、区内の福祉を学ぶ学生やサークルボランティアなどとの連携を広げていくことを検討してはどうか。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「区内の大学と連携して、学生にボランティアスタッフとして従事していただいているイベントもありますが、ボランティアがより一層活躍できる仕組みを検討していきます。」としております。

続きまして 182 ページ、こちらは総合運動場の整備の事業でございます。

具体的な内容については 184 ページをご覧ください。今後の取組の方向性に対する意見というところで、3 つございまして、「整備内容・整備時の役割分担、整備後の維持管理等について東京都との協議、調整を適切かつ精緻に進めてもらいたい。」「整備計画の検討は区民の要望、ニーズを十分に踏まえて進めてもらいたい。」「早期の整備が実現するように協議を進めてもらうのと併せて、現在の多目的広場の良好な環境は維持していただきたい。」といったご意見でございました。

それに対しましては、「東京都と定期的に連絡を取り、課題の整理等に努めています。引き続き東京都に対して積極的な働きかけを行っていきます。整備計画の検討を進める際には、地元の意見を十分に踏まえ、現在の多目的運動広場の機能を保ちつつ、誰もが気軽に多種目・多目的に利用できる総合的な運動場となるように東京都と協議していきます。」としております。

また、最後のご意見です。「内部評価の評価シートにおいて、本事業の実績は『都との情報共有』とあるが、それだけでは区民に進捗状況が見えにくい。事業評価のためにも、より具体的な行動計画が記載されていたほうがいいのではないか。」といったご意見です。

こちらに対しては、「現段階で整備の具体的な方向性が定まっていないため、具体的な行動計画の設定は困難ですが、交渉に進展がある場合にはできる限り速やかに公表していきます。」としております。

続いて 185 ページは、新宿区スポーツ環境整備基金を活用したスポーツ施設の整備でございます。

187 ページに具体的なご意見、対応がございます。その他意見・感想の一番下のところをご紹介します。「地域の学校施設についても本事業による整備・改修の対象になり得るとすれば、利用者の利便性、学校施設の地域開放を推進する見地から、学校スポー

ツ施設の保守、改善にも力を入れてもらいたい。」といったご意見でございます。

こちらについては、「学校施設については基本的に本事業による整備・改修の対象になりませんが、学校開放事業については学校教育等に支障のない範囲で、利用者の要望や意見を聞きながら、必要な備品等の環境改善を図り、適切に実施していきます。」としております。

続いて、190 ページにお進みください。新宿未来創造財団の運営助成の事業でございます。

まず1つ目が、「区の助成のあり方、有効性についての評価検証を不断に行い、その適切性を区民に対して十分説明できるように努めてもらいたい。」といったご意見です。

こちらについては、「引き続き助成金の交付にあたっては、新宿未来創造財団が実施する事業の有効性を評価・検証した上で助成を行い、事業内容を適切に公表していきます。」としております。

2 点目のご意見です。「学校体育館等を利用して行われる活動で、財団がPTAやボランティアと連携して実施しているものがある。それら活動の管理・運営面において、財団とPTA等とが円滑に連携協力できる体制になっているか、また、PTA等の負担が過重なものになっていないかを検討し、必要に応じて現在のあり方を見直すように運営団体に促してもらいたい。」といったご意見でございます。

それに対しては、「財団とPTAとの連携・協力体制について、構成する団体の負担が過重になっていないかを確認し、必要に応じて体制の見直しを促していきます。」としております。

続いて195 ページ、ギャラリーみるっくの運営でございます。こちらは区内のスポーツ施設等を使用して絵画、写真等を展示する、そのための場の提供をしている事業でございます。

ご意見としては、「当該年度の利用件数が7 件であったのは少ないようにも見える。作品の展示場所がスポーツ施設であることがこの企画の関心層とマッチしているかなどについて検討してもよいのではないか。」といったご意見でございます。

こちらには「本事業は令和4 年度から開始をしており、前年度と比較すると団体数、作品数は着実に増えています。なお、5 年度の利用件数は7 件ですが、展示期間は193 日であり、区民の作品が施設の利用者の目に触れることで創作意欲の促進につながっているものと考えています。」という対応でございます。

その下、「作品の展示法についてはインターネットを活用する方法もあるのではないか。」といったご意見でございます。

こちらに対しましては、「この事業は作品の現物を展示・発表する事業ではありますが、インターネットの活用についても研究してまいります。」としております。

この施策については以上でございまして、次が最後の施策でございます。202 ページ、地方分権の推進の施策でございます。こちらは第3 部会の担当施策でございます。

主には国や都へ、地方でできることの権限移譲ですとか財源移譲を求めていく事業でございます。

203 ページの今後の取組の方向性に対する意見でございます。「住民が受けるサービスの提供主体として国、都、区のいずれが適切であるかはサービスによって異なる。他区にはない新宿区特有の事情等も踏まえ、また、移譲を求める権限が真に国や都ではなく新宿区が担うべきものかを検討した上で、区が担うべきものとした事務については、国や都に対して積極的に財源を含めて権限移譲を求めていくべきものである。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「地域の実情に合ったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体の権能を充実していくことが重要です。新宿区が担うべき事務であるかどうかを検討した上で、国や都に対して権限移譲を求めていきます。」としております。

最後のご意見でございます。「施策評価シートにおいて、例えば千葉県のように、パスポート発給業務を県から市に移譲してほしい等、区が国や都からの移譲を希望する具体的内容が記載されておらず、そもそも区としてどのような方向を目指しているのかが読み取れなかった。」といったご意見でございます。

こちらに対しては、「特別区長会や全国集会等を通じて、国や都へ財源を含めた要望を行っています。国や都に対してどのような要望を行ったかについては、区民に分かりやすく説明できるよう工夫していきます。」としております。

全ての施策の説明は以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。ただいまの部分について何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

どうぞ。

【委員】

私の全体的な感想は、去年皆さんで外部評価という意見を出して、区の今後の取組、令和7年の取組方針ということで、継続だとか終了だとか、いろいろ出ていますけれども、私たちが提案したことを生かして拡充したというのがどのくらいあるのか、数えてみたんですけども、拡充となっているのが67ページ、104ページ、163ページ、179ページの4つでした。委員として申し上げますと、「引き続きやっています」というよりは、せっかく皆さんから意見を賜ったんだから、私たちが知らないことも区はやってくれるんだなというのがあったらよかったなという感想です。

それともう一つは、多分今日この議論が終わった後、令和7年度に何をするかという議論に移っていくと思うんですが、冒頭で委員がおっしゃったように、SNSにどういうのがあるのかとか、YouTubeも限定公開じゃなくて一般公開にすべきだとか、やっぱり今日出た話、総じて言えるのは区民の周知とか広報が結構、共通している要素だなと私は感じたんですね。それで、なかなかそういう周知とか広報活動について、今後、それにも軸足を置いて、継続するんじゃなくて、もうちょっと一歩踏み込んで、区民との接点を増やせるような広報の在り方についての評価をやるのが外部評価委員の重要なところなんじゃないかなと。接

点が多いのが我々なんだから、ちょっとやったらどうかなという一つの提案です。

最後に個人的な感想ですけれども、私が調べたところ、区民が区役所の取組についての情報を得るのは、半分以上は広報新宿からなんですね。それは区の資料で見て調べました。ですから、残りの人は何だろう、SNSなのか、全く知らないのか。そこら辺を何か改善するのが結構今後大事なポイントかなと、今日感じた、その2つです。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。ほかの方もどうぞご意見をどんどん出してもらって、全体を通じてということをお願いします。いかがでしょうか。

【委員】

地方分権の推進のところで、外部評価意見の、何か具体的な要望を出しているのかが読み取れなかったという意見に対して、対応が、要望を行っているが、それが認識されていないのが課題で、それを分かりやすいように工夫していきますというところだったんですけれども、結局、国や都に対して具体的に何を要望しているんでしたっけ。

【事務局】

東京都や国へ要望する際には、新宿区単独で要望するというより、特別区長会を通じて、23区で意見を取りまとめて要望させていただいているんですけれども、どれに重点を置いて要望していくかというのを整理した上で本当にいろいろな分野の要望を各区で出し合っているというような状況でございまして、ここについて区民の皆さんにも、どういった要望を出しているかというのを分かりやすくしていくという趣旨での回答でございます。

【委員】

ありがとうございます。理解できました。

【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員から非常にいいご意見をいただいたと思います。継続するというのは、それはそれで大事なことですけれども、発展させるということもあるし、逆にもうやめますというのがあっても全然いいと思うんですね。私は、むしろ外部評価をして、こんな事業はもう要らないからやめちゃって、職員の方、もうちょっと楽になってくださいということをもっとどんどんやるべきだと思っている人間なので。そういうことで言うと、全部そのまま続けます、ということになっちゃうのは、役所の中ではそれは当たり前なんでしょうけれども、外から見ると立場としては、もっと力を入れてやりますというのと、もうやめますというのと、メリハリをつけてほしいというのが率直な感想です。

それから、その後でおっしゃった令和7年度以降の話は、次の議題になりますけれども、その中で、例えば広報とか、市民へのアウトリーチをどうするのかということについて検討しようというのは、これは非常に重要なテーマだと思うし、ほかにも毎年3つずつそういうテーマを決めてやっていこう、ということだと思うんですね。

例えば、私は福井県の越前市の外部行政改革委員会の委員長をさせてもらっているんですけども、あそこはウェルビーイングを通じたまちづくりみたいなことで、総合計画をウェルビーイングをベースにしたんです。市民のウェルビーイングを高めるために職員のウェルビーイングを高めるという行政改革のプランを作られて、それを基に今月の初めにやった会議のテーマは2つしかなくて、一つは、今度作る幸福条例という条例の原案が出されて、それに対して委員から「これを中学2年生でも分かるようにしてほしい」みたいな意見が出て、そういうふうなことについての議論をしました。もう一つは、勤務時間と開庁時間が一致していることの問題です。つまり9時から5時までの勤務時間で9時から5時まで開庁していると、どうしても9時の前に人が出てきて、残業が発生する、5時の後に残業が必ず発生する。全国的な傾向として1時間縮めるとか、1時間30分縮めるといいうところもあります。銀行の場合は窓口時間が9時から3時までなので、それでもいいんじゃないかという、そういう議論をやったのがもう一つのテーマなんです。どちらも非常に大きなテーマで、そういうかなり大ぐくりなテーマについて議論をするのが本来の外部評価の会議じゃないかと。

今までやってこられた、こういう細かい事業について1個1個言い出したら、みんな意見が出てきちゃって、事務局がパンクしちゃうようなことにならざるを得ないんですけれども、もっと大きな目で、例えば、今おっしゃった広報の目で全部貫き通して見たらどうなんだみたいなことを考えると、今は総合計画の中の施策の中の事業を見ているので、もっとでかいプラットフォームを作ったらどうなるのかとか、今の仕組みだとそういう議論ができないんですね。なので、もっと大きなところでやろうというのが来年度以降の改革のことかなというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、次の見直しの話について、進めたいと思います。外部評価委員会からの提言を踏まえた行政評価制度の見直しについてです。

今年度の当委員会での議論を踏まえて、10月の全体会で行政評価制度の見直しに向けた提言を取りまとめ、11月の外部評価実施結果の区長報告の際、私から区長にご説明いたしました。何人かの委員の方もご出席いただき、ありがとうございました。これを受け、区では令和7年度の行政評価の手法などについて見直しを実施しました。本日はその見直し結果を確認します。

まず、事務局から説明をよろしくをお願いします。

【事務局】

それでは、資料1を基にご説明しますので、お手元にご用意ください。今、会長からお話がありましたとおり、当委員会から新宿区に対して行政評価の見直しの提言をいただきました。その結果、区の対応の考え方をご説明させていただきます。

まず、これらの提言を踏まえて、令和7年度の行政評価については見直しを行い、試行実施するとあります。7年度は、まずこの提言を踏まえて一旦見直した案で試しに評価を行い、その結果を踏まえて8年度から本格的に見直した行政評価制度を始動したいという基本的

な考え方を、まずこちらで確認させていただきます。

では、記書きの下の内容については、令和7年度の試行内容についてご説明をさせていただきます。

まず、大きな1番については提言内容のおさらいです。(1)が施策評価の在り方についてした。そのうちア、評価対象施策についてです。こちらでいただいた意見は、評価対象を総合計画の個別施策にこれまで限定していたんですが、そうではなく、区が現在重点的に取り組んでいる施策等、外部評価委員会からの意見が区政の推進に特に寄与できると思われる施策を評価対象とすべきである。

イが評価対象事業についてです。これまでは評価対象施策が決まれば、そこに入っている事業全部評価対象にしていたけれども、本当はその中には要らないもの、優先順位が低いものもあるし、あるいはほかの施策の中から評価事業を引っ張ってくる必要がある場合も本当はあったのではないかとということで、必要なものは選びつつ、不要なものは評価対象にしないという考え方を説明をしております。

(2)が内部評価シートの記載内容についてということで、こちらについては、特に令和6年度、今年度の評価に当たって意見で出た、このシートに必要な情報を書いていないとか、あるいは逆に文字数が多過ぎると、そういった区が作成する資料と外部評価委員会が求める資料のミスマッチが散見されたので、それをなるべく減らしていくような運用を考えてほしいというようなことと、あとは、文字が多いこと。これまでも言ってきたことだけれども、これらについても併せて改善を図ってほしいといった提言をいただいたところです。

おめくりいただいて、2ページ目以降がそれを踏まえた見直し内容になります。(1)外部評価の評価対象です。こちらの一覧表のとおり、施策評価、計画事業評価、経常事業評価、この3つの段階を現行と新制度で対比しています。現行制度は、新宿区総合計画の個別施策から外部評価委員会が選定する施策でありましたが、新制度については、先ほどの提言の内容をそのまま反映して、外部評価委員会が設定する重点テーマに基づき選定する事業、こちらを施策評価の対象としたいと考えております。また、計画事業評価、経常事業評価については、これまでは評価施策を構成する全ての計画事業、経常事業を評価対象としておりましたが、今後は関連する計画事業、経常事業として、必要なものをチョイスして厳選して評価対象としていくということを書いております。

見直しのポイントのところをご覧くださいますと、ア、施策評価、評価対象施策の変更で、今私が申し上げたことが書いてあります。外部評価委員会が設定する重点テーマについて、どのように当委員会で選定していくのかということについては、学識委員と事務局のほうで、この区の考え方を基に協議させていただいて、基本的には翌年度のテーマについては、学識委員が何回か部会長会を開いて、来年度の評価テーマをどのようにするかを協議した上で委員の皆様にお示しするという選定プロセスを想定しております。

続いて、1年当たりの評価施策数の精査です。こちらについては、これまで個別施策の評価は、そのときの委員会の状況ですとか、1個別施策内のボリューム等を勘案して、3から

9 施策と流動的な施策数を 1 年ごとにこなしておったんですが、施策の数、事業の数が多いと、なかなか評価も難しいときがあるということで、今後は評価の深度化を図るために 3 施策に固定、すなわち 1 部会当たり 1 施策に固定するというようにさせていただいております。これにより事業数を絞って、議論をさらに充実させていただきたいと考えております。

令和 7 年度の試行における評価施策について、この考え方に基づいて事務局と学識の先生方で調整をさせていただきまして、平成 30 年度からこの総合計画の個別施策の評価をしておりますが、実は 2 施策だけまだ評価できていないものがありますので、令和 7 年度はこの 2 施策、それと③の、外部評価委員会が設定する重点テーマに基づき選定する事業、この 3 つの柱を 7 年度の試行における評価対象とさせていただきたいと考えております。

続きまして、見直しのポイントのイ及びウです。評価対象事業の変更ということで、こちらも提言の内容を踏まえまして、評価対象となる事業は必要なものを厳選して選ぶということを書いております。

続きまして、3 ページに移ります。ここからは外部評価委員会直接の内容ではなく、内部評価の見直しですが、ご参考、関連するということで報告をさせていただきます。(2) は内部評価の評価対象ということで、内部評価では計画事業を全て評価するというのをこれまでやってきて、今後もこれは継続したいと考えております。

続きまして、(3) 計画事業の進捗状況の確認、実施回数の精査です。こちらは外部評価委員会には直接影響しませんが、この計画事業の評価に関連して、例えば令和 5 年度の実績を評価したら、6 年度はその実績の評価の結果がどうであったかというのを追いかけるために、6 月と 9 月と 12 月と 3 回、区の内部で進捗状況の確認を行っていましたが、職員負担と、確認による効果等々を勘案して、今後は 9 月末時点のみに絞って実施することにしました。

(4) 総合判断資料作成スケジュールの前倒しです。今日ご説明した総合判断というのは、行政評価の結果がどのように予算編成につながったかというのをお示しする資料なのですが、今まで 12 月末時点の進捗状況を掲載するという方針を取っていたので、2 月から 3 月の議会の予算審議のときに資料として提供できいという課題を抱えておりましたので、今後、より丁寧な情報提供を心がけるということで、議会の予算審議に間に合う形でこの総合判断の冊子の情報が提供できるように、スケジュールの前倒しを行います。

続きまして、(5) は評価様式の修正です。

まず、資料 2 でご説明したいのが施策評価シートの見直しの案です。これまで、施策評価シートは構成する事業の評価結果を切り貼りして作っておったんですが、今後は評価対象のテーマというものを決めて、一つのテーマとして一体感のある評価をしていきたいという考え方で様式を改めております。こちらについては今日は詳細な説明は割愛して、また来年度、実際に評価対象の情報が入っている中で、内容とともに詳細な様式の在り方についてお伝えできればと思っております。

続きまして、資料 3、計画事業評価シートの見直し案です。こちらについてはこれまで、今年度見ていただいた計画事業評価シートがそうであったように、まず、この計画事業が何

を計画しているのかというのは実は計画事業評価シートには載っておりませんでしたので、1 ページ目に、実行計画の中で評価対象事業がどのように規定されているのかというのを引用してそのまま張りつけるという改正を行っております。

めくっていただくと、令和 6 年度の評価（取組別）とありますが、これまで課題と、それを踏まえた方針、実績を評価して、次の課題を見いだしていくというこの P D C A サイクルが、欄が点在していて追いつらいという課題がありましたので、まず評価対象年度の当初の課題がどうであったのか、当初のそれぞれぞれの取組方針はどうであったのかを述べた後、年度末の実績を見て分析して評価をする、年度末における課題と翌年度の取組方針と、このように一連の流れで可視化できるような形に様式を改めております。

最後に、資料 4 は経常事業評価シートの見直し案になっております。先ほど提言の中で指摘もあったとおり、経常事業のシートは数が多く、1 個 1 個の事業の提供情報量が非常に少なく、これを見て評価するのがなかなか難しいというご意見をいただいた事業も多々ありましたので、そういったお声を踏まえて、今回事業数も減りましたので、経常事業評価シート 1 シート当たりの情報量はむしろ増やし、計画事業評価シートと遜色ない形で、事業の概要、それから先ほどの P D C A の確認の流れをお示しするようにすることで、経常事業についてもきちんと情報提供させていただいて評価していただけるように様式を改めております。

では、資料 1 に目を戻していただきまして、続きまして 3 番、スケジュールです。こちらについては、外部評価委員会については例年と変わらず、5 月から 10 月に外部評価を実施させていただき、11 月、区長報告ということになっております。

最後に、4 番、その他です。冒頭申し上げたとおり、この内容で令和 7 年度は試行実施させていただきますが、その際のフィードバック等々はしっかり取って、令和 8 年度からの新たな制度による行政評価の本格実施につなげてまいりたいと考えております。

ご説明は以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。先日部会長会議を開催いたしまして、そこで非常に貴重なご意見いただきまして、相当修正した形で今回の資料を準備していただいております。何かご意見、ご質問等ありましたら、どうぞよろしくお願い申し上げます。いかがでしょうか。

今の 2 ページの下の方の枠囲みの中に①、②、③と、1 つの部会がこれ 1 つということで、①も②もかなり大きなテーマで、個別施策のⅣ-1 とⅣ-2 ではありますけれども、全庁に関わる課題でもあると思うので、横串にいろいろ見られると思うんですね。そういう意味ではそこそこ大きなテーマかなと思っております。

それから、3 つ目はまだ決めていないんですけれども、例えば今日、委員からいただいた、区民と区役所をつなぐチャンネルをどうするのかというのは非常に大きなテーマだし、これはどこかの施策番号にうまくはまらないかもしれない、いろいろなところにも関わってくる話で、それはやはり大きな課題だし、ほかにもこういう横串の大きなものも出てくると

思うんです。そういうものを、取りあえず今年は③のところだけですけれども、令和 8 年度以降は 3 つ、3 つ、3 つというふうに、かなり大きなテーマをやっていこうというのが今回の改革の素案であります。

何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。どうぞ。

【委員】

行政評価制度の見直しというのは、外部評価委員会に参加させていただきまして、やっぱり必要なことだと感じておりまして、この見直しの結果、今まではこういう内部評価及び外部評価実施結果というもので、全体の予算を個別に、ミクロ的な目で確認していくというプロセスだったと思うんですけれども、今回横串を刺すというような形で、効果的・効率的な行財政運営、公共施設マネジメントの強化、あるいは 3 の重点テーマという形で行ったときに、これで、例えば予算の何%ぐらいをカバーしていくのか。やっぱり予算のどれぐらいの全体感の中で、どれぐらいをカバーするテーマなのかなというのが気になったところです。ただ、この横串という点では、なかなかそこは、機能別に見ていくので、全体的なバランスはどうやって図るのかなというのが、ちょっと気になっているところです。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。何かレスポンスありますか。

【事務局】

今回の 3 施策を取り上げると、どれぐらいの予算をカバーするかというようなご質問かと思うんですけれども、新宿区の令和 7 年度予算については、一般会計は 1,884 億円となっております。この中で、今回の、例えば個別施策Ⅳ-1、Ⅳ-2 を取り扱った場合、このうちどれぐらいをカバーするかというところについては、それを示す資料というのではないんですけれども、例えば、Ⅳ-1 とⅣ-2、事業によってもかなり金額については大きい、小さいというのがある状況です。公共施設マネジメントですと施設を整備するような事業が入ってまいりますので、金額としてはかなり大きな事業もあります。ただ、1,800 億円のうち、この 2 施策だけ見ればそんなに、予算をかなりカバーできるというような状況にはならないのかなというふうに考えております。

【会長】

ありがとうございます。黄色い冊子の 10 ページ、11 ページに一般会計歳出予算として、性質別にあります。例えば扶助費、これは全く削ることがほぼ不可能な予算が 30%ぐらいを占めていて、これについては恐らく手をつけられないですね。ただ、義務的経費のうちでも人件費ですとかは、可能な数字ではあります。効率的な行政運営といった場合に、今の施策番号だけでいうと、ここには入ってこないんですね。別の番号のところに分類されている組織マネジメント、職員の人件費だとか、そういった話もあるんですけれども、それも多分含めて議論できると思うんですね、大きなくくりで言うと。なので、必ずしも、今施策番号が入っていますけれども、それだけではなくて、むしろ後ろのほうの効果的・効率的な行財

政運営というところで言うと、例えば、この仕事についてはもう少し民間委託したほうが効率的にできるんじゃないかという議論をすれば、それは人件費の部分の削減で、他方で物件費の部分がちょっと増える、差引でこれだけの財政メリットがある、こういう話もできると思うんです。そういうことも含めて考えると、ほかのところに関わってくるものも含まれると思いますので、必ずしも小さいものではないというふうに私自身は認識しているところ です。

あるいは、この財政支出だけで見ると減るか増えるかだけしかないんですけども、例えば先ほどの、委員のご提案された広報、市民とのチャンネルの話で言うと、これはむしろ多分支出は増えると思うんですね。SNSの発信費用とかホームページの構築とかで増えるんだけれども、他方で市民が非常にアクセスしやすくなるというメリットがあって、これはこの歳出予算には入ってこないんですけども、市民にとってはプラスになる、幸せになる部分であるので、そこのところは少々増えたって、むしろ市民がハッピーになるんだっ たらいいんじゃないかと、こういう議論が多分できると思うんです。

なので、全体の中で何%という議論ももちろん大事ではありますが、他方でどれだけ区民が幸せになるのかというアウトカムのところも考えて議論ができればなというふう に思っております。

ほかに何かご意見、ご質問等ありますか。どうぞ。

【委員】

今、会長から、事業については継続する、発展させる、あるいはやめるという、そういう 評価があってもいいのではないかという、すごく大きな変換の言葉をいただいたと思っています。

これからということを考えていったときに、今回私たち第2部会はスポーツ関係の評価 をさせていただいて、雑談的にお話をされていた中で、スポーツって何だろうと言ったときに、新宿区で今、高齢者の健康づくりとかスポーツとか、そういうことはいろいろあるん ですけれども、子どものスポーツというのはどうなんだろう、身近で考えると、スポーツをや りたいという、今は家庭教師のスポーツの先生をつけたり、いろいろなクラブに行ったり という、それはそれでいいことなんでしょうけれども、区としてほかにやることがあるのか など。今はよくても10年先、20年先、一体どうなるのかなということをいろいろ考えたり しています。

そうすると、今、会長が事業の継続や発展や、やめるとかそういうことを言ったときに、 やはりこれからの新宿区としてどういったことが必要なのかなという、もうちょっと大き なことを、みんなで議論して、共通認識として持ったほうがいいのではないかなというふう に考えています。

隣の豊島区では、消滅都市になるかもしれないという話があったときに、子育て支援をや るうということで、そういう施策に舵を取ったと聞いていますし、また足立区は、とにかく 大学を区内に移転していただいて、大学生に対する意識というのを持ってほしいというふ

うに行ったとか。そういう施策があるので、新宿区ももうちょっと、一つ「これ」というのを見つけたほうがいいのかなと、そんなことをちょっと考えました。

【会長】

ありがとうございます。令和 7 年度、それから令和 8 年度以降のテーマとして取り上げるときに、区長の施政方針演説とか、大きな未来像だとか、そういうものも当然テーマに入ってくる場所であると思います。それも、まずは部会長会議でちょっと詰めていきたいと思っています。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

今年からは大きな 3 つを横串でやるということは、私は非常に賛成です。繰り返しになりますが、内部評価の人たちと我々外部評価がやる役割とは違わなきゃいけないと思いますので。ただ、横串にやることによって、会計的なことだとか、今年試しでやってみましょうというわけですから、なかなか一足飛びに全部の問題はクリアできないのかもしれませんが、外部評価委員は今年から変わったなとみんなに思われたら、私たち嬉しいですよ。まずはいろいろな様々な問題、あと業務も廃止、見直し、ありますけれども、全部拡充しちゃったらお金が足りなくなっちゃいますから、メリハリをつけるということも一つですし、試しにやってみるということは、私は非常に賛成です。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ほかに何かありますか。両部会長からも、何かございましたら。

【委員】

ちょっと会長に対して確認させていただければと思うんですけども、評価とは何を評価するのかというところで、テーマによっては、例えばウェルビーイングだったりとか、予算が無駄だったのが削減されたとか、いろいろな指標があると思うんですけども、その辺から含めてテーマを部会で議論するという理解でよろしいですかね、評価の指標みたいなところですね。

【会長】

評価の指標自体はまだ何も決めていないところです。取りあえずやってみましょうということで、かなりアジャイル型なんです。

【委員】

部会でこれから議論していこうという形ですか。

【会長】

そうですね。ただ、今までのルールで言うと、内部評価の指標があって、みたいな話になるんですけども、そもそもこんな指標は役に立たないじゃないかという意見が結構出たのもあるので、必ずしもそれに縛られる必要は、私はないと思っています。

【委員】

認識合っていました。ありがとうございます。

【委員】

今いろいろな意見、委員の皆様に出していただいて、この時点で、最初に委員から、広い意味での区民と区とのコミュニケーション、広報、そういうテーマが挙がっていたり、あと、先ほどの委員のご発言も、テーマ的に考えると、広い意味でスポーツというのを捉えて、それに関わる区の施策というのを、今は事業単位で分かれているものを、広めに定義を捉えてスポーツとして見返して、連続性を持たせられるんじゃないか、という検討を外部評価委員会でやっていくということが可能になってくる。それを考えると、少なくとも私が今回のこの案の見直しのことを考えているとき、まさにこういう要素を入れていって、外部評価の形で解決というのが望ましいんじゃないかというのは、会長と同じ意見でありまして、まさにこういう議論を通して、具体化していくということになるんだろうなと考えております。

最後になりますけれども、先ほど説明があったように、資料の最後に、次年度の試行を通して、本格化は2年度以降先ということになるんですけれども、そこで、より実質的な評価を行えるという形で徐々に進めていくという形が取っていければよいのではないかなというふうに、皆さんの意見を伺いながら改めて思いました。

私からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

活発な意見ありがとうございます。外部委員の意義まで考えていただいて、とても聞いていて、意識が高い人たちが集まっていたいただいて、専門性を活用してご意見いただいて、本当に有り難いと思います。会計的な話もすごく面白かったんですが、制度をつくるとき、例えばSNSを使うときには、予算自体はそれほどかからないんですが、ただ、全部の事業を支えたり、補助することまで、会計的な視点で考えるのはちょっと難しい。これをやったら予算のうち幾らカバーしているかという考え方は難しいんですが、横串というのはいろいろな意見にも関わることでしたね。SNSだとか人事関係になると、それこそウェルビーイングだとか区政全体に関わることなので、横串というのはすごく良いことだと思います。今年1年かけてどんどん良くするのが、流れも見えていた感じなので、すごく良い委員の方に集まっていたいたなと今感じております。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務局】

では、何点か事務連絡をさせていただきます。まず、1点目は委員の交代についてです。本日もご出席いただいております第3部会の委員が、東京青年会議所から団体推薦委員として

当委員会にご参加いただいておりますが、このたび青年会議所を退会されることになりました。令和 7 年度からは東京青年会議所から新しい方が後任として当委員会にご参加いただくことになりましたので、この場で皆さんにご報告をさせていただきます。

では、委員から一言、よろしくお願いいたします。

【委員】

東京青年会議所を卒業という形で、この外部評価委員も今日が最後となります。後任は、地区事業でトー横問題などについて一生懸命やっている方ですので、温かく迎えていただければ幸いです。1 年間ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、今後の予定のアナウンスをさせていただきます。まず、来年度の第 1 回の全体会ですが、5 月 19 日月曜日の午前 10 時から正午までの 2 時間で開催させていただきたいと考えておりますので、ご予約いただきますようお願いいたします。会場は区役所の 6 階の第 3 委員会室です。議題としましては、令和 7 年度の評価対象施策、事業についてご説明をしていただいて、今後の流れを共有するといった議題を予定しておりますので、ご予約をお願いいたします。

それと併せて、7 年度の第 1 回全体会の後は、今年度と同じく部会を開催して、具体的な評価作業を行っていくことを想定しております。期間としては 6 月下旬から 8 月、これも今年度と同等を想定しておりますが、その期間に 3 回から 4 回程度の開催を予定しております。

では、事務連絡は以上になります。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、これで閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

<閉会>